

301
135

寶劍攷證

乾



始



實錄攷證序

元弘天皇皇統御者國の形示す新章一に
 小右神の清の御子清を世給ひ以て古編を
 傳へしを今用傳所おのそむ
 是れを古法御を以ておのそむ
 是れを遠祖國迄の古記を以ておのそむ
 是れを古法御を以ておのそむ



後の醍醐の三皇乃。遠支國より。つとせ續
スノラミコト
 る時。大社の神官より。詔下りぬはて。皮官なる神
カムツカサ オホミコト
 御奉ら。見當り入り。詔又の神座より。花乃
アカンフミ ミクラ オサ
 る子を見は。今のうつよ侍へ。まぬへる。實録に。まはし
 久を。此か。さ。り。い。ま。ん。も。更。も。て。長。つ。の。法。乃。御。味。の。
シホナツ
 中。い。く。は。れ。ま。は。の。論。花。も。昔。誓。の。山。花。花。の。お
アケツラ
 乃。川。乃。あ。り。ま。は。の。は。い。え。も。ま。ま。出。給。り。乃。こと
ユク ヘナナ フミ

此より。なん。南。り。よ。け。る。阿。志。能。碓。氷。の。瑞。雲。宮。の。湯
ミツカキノミヤ
 代。ま。ま。つ。は。ら。ま。路。つ。も。は。大。社。か。ら。し。も。ま。ま。し。り
カミヨ モノナナ
 神。代。あ。り。の。物。頭。あ。り。し。り。ぬ。か。ま。の。か。ま。の。ま。ま。子
オホムシロノカサ
 用。ひ。て。清。代。官。と。い。は。れ。ま。勢。め。ま。ん。よ。何。の。り。ぬ。あ。り
オホミ ツクラ ヤクカヒ
 あり。し。備。ま。り。ゆ。へ。大。清。實。子。秘。字。い。ま。子。あり。ぬ
オホミ カト コイ ツツ
 世。も。これ。も。大。胡。廷。の。清。殺。威。い。ま。ま。ま。ま。り。勢

長門の殿人蘇原若栴
其毛。...

戊辰年...

長門の殿人蘇原若栴

寶劍攷證

掛卷も畏き天... 傳を里来し... 乃神器の中此寶劍... 彦彦火瓊々杵... 實物と何る草薙... 肥川上甘る鳥... 蛇を斬り給ひて...

一書日本名天蓋雲劍蓋大蛇所居之上常有雲氣故
 以名款と見えて後小草薙劍といふ靈劍に
 景行天皇紀云一云王所佩劍藥雲自抽之薙攘王之
 傍神因是得免故號其劍曰神薙と曰是
 神鏡を併て三種此神器とて朝廷のいみじき御寶
 なる事を世に秘傳わく知ると云ふなり「神皇正
 統紀云古の國を三種乃正體をもちて眼目とし福
 田と云ふ事なほ湯日月乃天をめぐらむ程を一も
 かげたまふ事なほ湯日月乃天をめぐらむ程を一も
 りたまはむ事なほ湯日月乃天をめぐらむ程を一も
 たりたまはむ事なほ湯日月乃天をめぐらむ程を一も

以てて疑ひ奉り侍り今よ里ゆくささもいと
 此もしとこそ思ひ給へま云云「然る不崇神天皇
 比御代小の事と神威を畏ませ給ひてそは神鏡
 靈劍を皇女豐敏入姫命小託て別小祭らしめ給へ
 至「崇神天皇紀六年云云先是天照大神和大國魂
 二神並祭於天皇大殿之内然畏其神勢共住不安故
 以天照大神託豐敏入姫命祭於倭並縫色云云」
 此神鏡を以て伊勢の天照大神御神小侍しまし靈
 劍を尾張の熱田比大神小まじ侍りまかくて朝
 廷小もその神鏡靈劍付換し給ひて「古語拾遺小

至于磯城端垣朝一漸畏神威同殿不安故更令齋部氏
 率石鏡姥神尙天目一箇神尙二氏更鑄鏡造劍以為
 護身御璽是今踐祚之日所獻神璽之鏡劍也
 御代神璽寶劍內侍所とて傳へさせ給ひ奉りし事
 永二年七月平宗盛安徳天皇より三種の神器代も
 挾て西國に奉りしハシ
 此神器無くて寶祚を嗣せ給へし此時安徳天皇
 乃西海の行在不運幸も有る侍まじし此隱宣をお
 くりせ給ひけきども平氏承引さ奉りし事
 終ふ法皇乃詔ふて此天皇をせ給ひけし事の時

開白兼實公らよ是萬世迄此禍を答く端とかし
 給ひしとかや此等の事と兼山氏の論「保建大
 記云古昔三器云云以為祖先神以為天位之信又以
 為修己之具又以為取天下之器至崇神別模鏡劍為
 護身璽世世相承而莫之改也如天德長久之火神鏡
 壽永之失寶劍世變因既大而至元曆無璽而即位則
 其變不可勝言當時藤原兼實區區恐聞禍端而其尙
 良甚至有以臣為神璽尊氏為寶劍之言焉雖然護身
 之璽器鎮守之神物萬世公議終不容偽主亂真間位
 度正則世道雖美王風雖降而三璽之尊自若矣云云

故至^下以^二躬^一推^ス三^器爲^ハ我真主^ト則臣要質鬼神^ニ而無^レ疑百
世以^レ侯^ヲ其人^一而不^レ惑^ト以^レ牙^ヲ王^レ伴^レ信友^ノ弱^ク此^レ委^シシ
説「殘櫻記云安徳天皇御事^ハ行^リし後島羽^ニ院^ス天下
如^シ貧^シさむとして神器の御事^ハ不^レ作^リさす尋^テ下^ニさ^レル
る時^ハ壽永二年八月^ハ勃^ク解^ル由^ハ長官^ト大^ニ未^カ大^ニ船^ト藤原信經朝臣
の勅^ハ文^ハ小^ニ神璽鏡^ヲ劍^ヲ者^ハ天照大神賜^レ皇孫^ト天忍徳耳尊^ニ
永^ハ爲^レ天璽^ト以^テ太子天津彦彦火瓊杵尊^ヲ爲^レ葦原中國
之主^ト以來皇位相傳^ス天下一^ニ統^ス夫^レ天之所^レ授^ル人不可^レ奪
之^ヲ云云而事不^レ圖^ル今縱^ク散^ル失^ル神若^シ爲^レ神其實^ハ蓋^シ歸^ス云云
今聖主^ハ爲^レ國^ヲ祈^ル天神^ニ玄慮無^レ疑^トと論^ヘるもよ^クし^シき

云云」も何^レ里^ヲひらき見て大義を何^レさ^レむべし
くて壽永三年正月二十六日源頼朝^ハ小^ニ勅^シて平宗
盛を討^シしめ給^フ小^ニ壽永四年三月二十四日長門國
の壇浦^ニ宗盛^ヲ捕^メ平家滅亡^シける時^ハ小^ニ清盛
乃^チ後室二位^ノ禪尼時子^ノ天皇と抱^キ奉^リ神璽^ハ伏^シ懐^ク
入^リ小^ニ寶劍^ヲを腰^ニ帶^シ海底^ニ沈^ミし^ッバ源義經實
劍^ハ海中^ニ小^ニ索^ヲむ^ル北^ニも得^ル南^ニも何^レも^レ神璽^ハ
浮^ク出^テ神鏡と共^ニ小^ニ宗^ハ還^ラせ給^ヒて朝廷^ニ小^ニ傳
らせ給^ヘせども終^ニ小^ニ寶劍^ハを失^フて其後^ハ小^ニ寶劍^ハ乃
代^リ小^ニ清涼殿の御劍^ヲを用^ヒさせ給^ヒ三長記^ハ小^ニ建

久九年正月十一日上御門院天皇受禪此件云次
神璽次御劔實劔沈海底之後被用畫御座之御劔也
と見たり是なり貞丈雜記小古代乃畫の御座此
御劔を亂せし紛失なとせしふやといへる寶劔
此代不用ひさせ給ひしふとふ心持々ざりし故
る法し今傳ハらせ給へり畫御座之御劔を後鳥羽
天皇此御代小や作らせ給ひけむ畏きふとふ此バ
知り給ひにあらば猶貞丈雜記の此件考合を在
しさて此天皇其項名高き銀治を十二人えりませ
給ひ十二月小のちて院内不番外勤ふせ刀を作



らせ給ひえり御自も作らせ給ひて銘ふは十六葉
乃菊の紋をそあさせ給ひしとや寶劔は大御心
を寄せ給ひけむほども推量王奉りべし
伊勢より奉りし劔を准へて御讓位此時小を用ひ
給ひしよしなり「建曆御記小兼元讓位時有夢想
自作勢進之云云」それより加しおくも朝廷乃御
威光漸小衰へさせ給ひ逆臣北条がとめ小後鳥羽
天皇を隠岐國小須德天皇を佐渡國小遷幸まし給
し甚も甚も海さましこの里に亂世れこあて有経し
々後醍醐天皇深く北条が徒を患ませ給ひ怒ら

世を下ひて誅伐をも所思^ホしき、世給ひし。ども
 天下の人民北条不狂惑せられ勅王乃軍ん。〆〆
 しあらばかへて逆徒の爲元弘二年三月隱岐、
 國不そ遠幸ましゆしけりその時の御道より乃
 事どもハ諸鈔不も見えとら中不近頃出とら名和
 氏紀事不^シ出雲、國安來不^シ還幸ましゆしまと其慮^コよ
 り御^シ給^シ不^シ召^シと美保間不^シ着^シせ生^シまふ増鏡参考此所
 不^シて古き佛堂を皇居となはせ終^{ヨモツカラ}夜御目も^{オホシメ}阿^シまぬ
 ほどに夜も明^{アケ}しハ^シ渡出雲、大社の事^{コト}思^ホし出させ
 給ひ供奉の人々不^シ此御神も素戔嗚尊と申して

大社を大國主神の鎮坐^{シマツマ}に素戔嗚尊と詔^{イリ}給へら
 と中^{ナカ}古^コよりの説^{セツ}不^シよりて詔^{イリ}給ひしなるを^シ給^シ
 の川^{カハ}上^ノ北^{キタ}大^{オホ}蛇^{ヘビ}を獲^トり給ひて三種乃神器の中^{ナカ}あて
 第一此寶劍を得^エ給ひし大神なりよし仰^{オホ}せられ
 て御^ミ淡^{タニ}敷^シ行^{ユキ}不^シおよむせ給ひけり梅松とひけり如
 くかの壽永不^シ失^シせ不^シし寶劍のよと深^コくも所^{オホ}思^ホ
 し加^カけゆせ給ひしよしと髮^{カミ}逆^{サカ}立^{タテ}をか^カりも思^ホひ
 やり奉^{ホウ}らるかくて四月朔日不^シ隱岐、國不^シ着^シせ給ひ
 國分寺を皇居とし奉^{ホウ}り大御心も安^{ヤス}っらに^ニおけし
 給^シけり不明^{フメイ}元弘三年閏二月二十四日十種、中

將忠顯、朝臣富士名、義綱、成田、小三郎金吾などして
 ひそ、不事議フシバカリして皇居を出し奉り二十五日不御
 松出雲、國北野波、浦不着ツグせ給ひ二十六日佐陀、浦の
 江濱といふ所不二十七日杵築、浦不二十八日伯耆
 北片見といふ所不着ツグせ給ひからうして大坂、港不
 せんててせ給ひける「安政五年九月に物せ
 し松上山名和、港舊跡記不御松も御厨里ミククラヤの漢人
 助右衛門ウシロを後乃藏不着せ給ひければ助右衛門が
 家も荒蕪アラクモをもてかこひませ向つるに不蔵クラレ不
 と鳥の時トヤふさと似ニと詔給イリタマひしよ王家名を時と

称イひしを今も戸屋と書て二十八代連綿して助右
 衛門と称ふよしふど委しくいひて按ス不伯耆、卷
 といふ書不御船の着しと八橋ヤシ郡、大坂、浦といふ
 跡形アトカタも無き誤アなりと事實を引て論へる芳久按オモふ
 小大坂不着ツグせ給ひしおとハ名和、長年不賜へるし
 勅書不書せ給へば他書もとも何れ誤アといひ
 ぐとしさ北ども御厨村ミククラヤ不戸屋が家をんじめさバ
 〇里事跡の残れをもて見れば大坂といひしハ
 その御乃大名不御厨を大阪の内不を何りけら
 し當時ソノトキ氏不八軒の何里しよし不御厨ミククラヤといふ

と昔を名和、港といひしと暫く行在所となすにけり
 御厨イリヤと唱へしを終ふ里名とし彼亦御來屋と
 も書らよし同記にいへば其昔は大坂浦の内な
 りけむと思ひしと名和氏紀事ハ伯耆民談記氏
 殿権現塚起里、誘等小鳥屋の事の見えとを引て
 御來屋イリヤ小此説り如く傳へる家おれと確る
 故よしと論へる
 此所より名和又太部長高を召
 しける小長高一族どもを催し参り供奉して船上
 山の本堂へ入御し奉りせける
 大日本史云元弘
 三年閏二月二十八日壬辰至伯耆大坂港名和長年

奉迎造行宮於船上山聚兵衛護突已時佐佐木清高
 率兵犯船上山名和長年拒卻之鹽治高貞富士名義
 綱等率兵來歸乃下詔諸國討北条高時於是山陽山
 陰南海兵士並起勤王云云
 此れより三月十日迄
 小伯耆美作出雲隱岐因幡石見安藝備後備中北兵
 共おひをが官軍小加々奉り其外中國西國乃軍
 勢山上山下四方三里が間不完滿し朝敵追討の論
 旨を彼処此処へ下され十三日不除目行む水とを
 此く小軍也提定ぬ給ふ十四日不神社小王道再
 興祈り給ふ論旨付賜ひける

被_レ 綸旨傳_レ

右以王道之再興、者專、神明之加護也。殊、仰、當社、冥助、
欲_レ 致_レ 四海之太平、仍、遣、逆臣、爲、令、復、正理、舉、義兵、取、被_レ
企、征、伐、也、速、得、官軍、戰勝之利、可、歸、朝廷、靜、謐、之、化、旨、
旋、精、誠、可、祈、申、勅、願、令、成、就、勅、賞、可、依、諸、云、依、天、
氣、狀、如、件

元弘三年三月十四日

左中將

并築社神主館

ふのふと大日本史ふも元弘三年三月十四日丁未
橋平賊、出雲、并築社、野出雲、筑日御時、小と志、り、与、給、へ

里まよおひ、後、ぎて十七日、ふ、去年、比、三月、美保、開、示、
て、大社、の、ふ、と、成、所、思、し、出、さ、せ、給、ひ、て、供、奉、此、人、々、
小、仰、せ、ら、れ、て、御、涙、敷、行、ふ、お、よ、ん、せ、給、ひ、し、草、薙、乃、
御、劍、の、事、代、思、し、わ、ま、れ、さ、也、給、ま、さ、り、け、れ、小、や、大、
社、へ、寶、劍、勅、望、祈、ら、せ、ら、れ、け、り、
爲、被、用、寶、劍、代、舊、神、寶、内、有、御、劍、可、奉、渡、者、綸、旨、如、此、
悉、之

三月十七日

左中將

并築社神主館

此時國造孝時宿禰神代より傳、在、里、來、ぬ、る、神、劍、二

柄の内一柄を獻らる「太平記」小寶劔を武家の輩
もし天野を顧せして玉體小近づき奉り事ありバ
御自共、又北上不伏させ給ふも爲す暫らくも御身
付故もろし事ありまじきな至云云に見えらる寶
劔を禁秘御劔と兼元讓位、時有夢想自伊勢進之と
所々寶劔なりべし然れども寶劔壽永不失しよ
り清涼殿乃御劔付用ひ給ひ又伊勢よまし御劔を
も用ひさせ給へるハ只寶劔不推へて用ひさせ給
へら此こふて根本の草薙劔不_ニ因縁も無きをゆく
里もなく素戔鳴尊此草薙劔を得給ひし出雲、蘇、川

上なる鳥髪地近き安來_{ハスギノ}即小遷幸まじくてハ壽永
小寶劔の失_{ウレ}不しより皇威乃衰_{オロ}へさせ給ひしよし
など伝らく思_{オホ}心出させ給ひて素戔鳴尊よ里傳_{ツタ}へ
させ給ひけむ寶劔乃代_{カク}不用ひさせ給ひるべき御
劔も所らばと大社へ勅望ありせられしハ時情代
{オン}推量り不さ{ハカ}里_{コト}とぞ思ひ奉りら猶論旨
といひまふ神劔御覽じよ是あまよと勅諭あり
し趣伯耆、卷不いへるま_ハ寛文四年の記ハ本國乃
國守の共、御劔此柄鐔此、神劔不少しも無_ニ相違候と
所_ハ向_ハまひしなと深_ハく思奉りべきことなり是
_{オモヒクヤマツ}

おまよと勅詔阿里しといへるを伯耆巻不を大仙
 より出せると云へども疑無く此神劔なるべき
 ことを下ふいふべし。此事本國此事共書るその
 不々如徳が例見えしれども加けても世お知ら
 ぬぬふと知る故その明證は云むまの雲陽志大
 中不當社神寶多し中不神代より傳ハれり寶劔二
 柄有るし元弘三年後醍醐天皇比勅小よ國造
 季時神劔一柄伐奉る賞として建武二年肥後國八
 代御を寄附すると見えまぬ懐搦談「黒澤弘忠承
 應二年不武藏より出雲までの景望事實を記せる

中不大社の件 神代乃神寶も殘るる小やと尋
 ぬ侍ルバそもく當社乃御寶多し中不神代より傳
 へ此も寶劔二柄阿里し元弘三年後醍醐天皇勅
 小よ國造季時神劔一柄伐奉る賞として建武二
 年不肥後國八代御を寄附し給ふ論旨なりとて見
 せ侍る今又一柄殘るるを神代より乃靈劔な
 れとて見せしに劔より柄直小作附あり劔なり云
 云より大社誌目實之物系小神劔一柄古二柄獻一柄ま
 じ佐草自清筆記小今所在大社之神劔奇代之神寶
 也柄長五寸七分有鐔横出劔口旁其横八分其縦二

寸壹分自柄頭至底二尺九寸七分室長二尺四寸以
 鉄製之漆其表且有薄繪按崇神紀武日照命「私云
 天穗日命子又名武夷鳥命」從天將來神寶藏出雲
 大神宮矣所謂其神寶之一乎雖為國造敬遠之不能
 板見之以刀室形量之偏及也謹考三種神器之一劍
 偏及也江家次第元日宴會下天皇着御帳中侍子內
 侍置璽劍於東枕東向柄又相撲召合下內侍置劍璽於
 大床子上東向柄矣世傳大同年中豐前國神息者分劍
 為刀是曰日本刀之始非也「芳樹云自清の此説い
 とよわし劍の偏及なるハ皇國神代よりの制なり

兩刃の劍をミマ漢土不做へるなり「禁秘鈔寶劍
 壽永入海紛失之後院御時以後二十餘年被用清涼
 殿御劍仍以璽為先而承元讓位時有夢想自平勢進
 之已來准寶劍以劍為先也此劍普通薄繪也云云蓋
 神代寶劍以出自入雲立出雲元弘天子准之下勅於
 國造及此時人社有劍二枚國造孝時上其一劍畢且
 又延元二年天皇入御于吉野後歷五十六年後小松
 院御守明德三年閏十月二日南帝熙成王龜山院入
 洛同五日三種神靈被奉渡之禁中其三種之一為出
 自村築大社神劍者矣疑哉など見たりとも明白

きことあるをよきてまゝ同年四月十一日小京都
北注進参着して去る八日の合戦官軍利無くして
上神助貞内河真員討死し高重源盛も手休負ひけ
るよし行在へ奏しけるよしなれば此等の事よ
きて小や神領を寄附し給ひ大社真隆いとし朝廷
乃安全祈り給ふ論旨を又しも賜てせける
出雲、國、富、庄、水、室、庄、可被寄附也殊致大社真隆奉
祈、朝廷之安全者、論旨如此悉之、以狀

元弘三年四月十一日

勘解由次官

杵築大社神主館

同年五月三日勘解由次官藤原光守奉行して勘制
北軍令三條を出さし七日小六波羅没落不及びけ
さば忠頭朝臣以下乃諸將早馬休立て行在に奏聞
し十二日小還幸の念議何里二十三日小車駕松上
山を發し文武百官戎衣扈從し山陰道を経させ給
ひ六月四日東寺へ臨幸成て五日小二條乃内裏へ
還幸ましく八月三日よ里諸軍勢恩賞の沙汰行ふ
此しよしなれば大社北神助乃程候も思しめ侍せ
給ひけむ神領一圓管領いしし神事真行の論旨を
賜はせける

當社事取被止本所号也神領等一圓致管領可被真
行神事者天氣如此悉之以狀

元弘三年十二月十日

宮内卿

并築大社國造館

建武元年正月大内程茂修造らしの給ひ七月不
り大社造營此論旨を向原
當社造營事任先例可被致其沙汰者天氣如件悉
之以狀

建武元年七月五日

宮内卿

并築大社國造館

まゝ建武二年五月不伯耆大夫判官義高肥後國北
取領の内を寄附せるそひ允許の論旨も今不傳ハ
凡そ 義高名和長年の男にて度太郎伯耆太
夫判官正五位上左京大進檢非違使延元三年五月
七日於和泉國塚浦討死世七歳法名阿と系譜
不見えと
肥後國八代庄地頭分内高田卿内志紀河内村寄進
并築大社之由被聞食畢者天氣如此悉之以狀

建武二年五月二十六日

大膳大夫

伯耆大夫判官館

ふれを大社にては神劔勅望の賞として賜はれり
しよしに傳へて上り引る雲陽志なとも見えり
れと中頃よる混まると傳へるは清しそは意本父
おも見えたり名和氏記事不引る肥後國八代庄
地頭分内鞍楠村を熊野那智山へ寄附せりも同文
にて同書にも義高宿願の末とありて寄附せりを
公衆の允許此論旨なりといへりも不ても知られり
至とも、後醍醐天皇大社へ王道再興の御祈あり
せられて義兵を擧させ給ひて逆臣北条が徒八百
餘家悉く亡び四海太平朝廷静謐の化し歸し勅願

成就ありせりは神劔勅望等の賞を法きくと論旨
を賜ひとも中不當社事取被止本取号也神領等一
圓致管領可被與行神事云云と行るなりと主と
そは賞ふありと及まして上件の如く深く尊信せ
りを給ひて元弘三年三月十四日小王道再興乃御
祈願懸させ給ひおひはきて十七日小實劔の代、小
用ひさせ給ひぬへき神實の内北御劔を勅望し給
ひ四月十一日小京都北谷、戦に官軍利無き小よる
て行、在より大社、真隆朝廷乃安全祈らと給ひ出
雲、國、富、庄、氷、室、庄、在、寄、附、せ、ら、れ、二、條、の、内、裡、へ、還、

幸まじくして十二月十日日本所北歸を止はせしめ
 神領一圓管領し神事と兵行をせしめ給ひ大社
 賜ひ建武元年正月大内裡を修造らしめ給ひ大社
 造營此論旨を賜ひ建武二年五月不伯耆太夫判官
 の肥後國八代庄と寄附さるる由緒あるふとなら
 ずし加く教度むの中不王道再與此御祈北占との
 とも大日本史にも記させ給へれど其外は事々加
 川でも世不知ぬむ甚も懐しく恨しき事なり殊
 不寶劍此御因縁なども神代不大國主神乃廣予を
 授けまはるるを予ひて此牙をもちて天神御子國を

治め給を安^ナ平安くまじぬむと申し給ひし御^ミ靈^{リョウ}
 も添^ソ里^リ給へるふやと深く思合さるる事も無ふし
 も阿らび「猶その由別不附録にいふに」
 もいせと導きおとなむ然る不伯耆卷不四月朔
 日主上大山寺此衆徒等不仰せて推現此内陣不云
 云乃劍阿るべし取て奉とと勅詔阿るけは即て
 神體の膝下小納まりを御劍此有けるを奉らむ
 とを其項備中不青江某と云ふ銀治阿る大仙槿現
 此夢想ありて吾が劍外ハ船上山乃君不奉る可け
 礼ハ其の代不長一尺八寸の劍を作して寶前に納

むべしよは是れ五歩強^チにたれ劍^チ分も一振作^チに
 敏^チ上山^チに獻^チと示^チ現^チを蒙^チて即^チ其^チの如^チく作^チに
 二^チ振^チ共^チ不^チま^チ大^チ山^チに持^チ参^チに折^チ節^チ内^チ陣^チに
 尋^チ出^チ多^チる實^チ劍^チに競^チるに青^チ江^チに作^チに参^チり
 劍^チと寸^チ法^チ少^チしも違^チは^チ行^チに在^チるに召^チす
 与^チま^チと不^チ推^チ現^チに詫^チ宣^チなりとど^チ知^チる即^チて件^チ
 の二^チ振^チ行^チ在^チに獻^チにけるに彼の推^チ現^チに膝^チ下^チに
 取^チ出^チるに御^チ覽^チして是^チをよと勅^チ詔^チにけるに
 不^チ思議^チありし事^チを言^チけりといへるに實^チ劍^チに
 長^チ一^チ尺^チ八^チ寸^チ今^チ一^チ振^チは是^チに五^チ歩^チ強^チなる青^チ江^チ某^チの作^チ

とる劍^チに寸^チ法^チ少^チしも違^チん^チに^チけ^チはとい^チなる
 今^チ傳^チへ^チを給^チへる實^チ劍^チに寸^チ法^チを我^チ輩^チ乃^チ知^チるに
 ならぬ論^チふた^チらぬ事^チあら次^チに^チみ^チるに寛^チ文^チ
 四年^チの記^チをもて^チ此^チに^チ違^チへ^チるに^チお^チぼ^チるに如何^チ
 不^チとい^チふに大^チ社^チに傳^チは^チれるに神^チ劍^チを自^チ清^チ筆^チ記^チす自^チ
 柄^チ頭^チ至^チ底^チ二^チ尺^チ九^チ寸^チ七^チ分^チといへるに寛^チ文^チ四年^チ五月^チ
 二十五^チ日^チに記^チす本^チ國^チ乃^チ國^チ守^チ松^チ平^チ出^チ羽^チ守^チ直^チ政^チ朝^チ臣^チ
 の大^チ社^チへ詣^チ給^チひて大^チ社^チの神^チ實^チ乃^チ神^チ劍^チを拜^チ給^チひ
 て去^チ年^チ参^チ内^チの刻^チ禁^チ中^チに御^チ實^チ劍^チにいと、と申^チ候^チ
 其^チ御^チ劍^チに柄^チ鐔^チあり御^チ神^チ劍^チに少^チしも無^チ相^チ違^チ候^チ併^チ御^チ

神劍の柄鐔ツルギともにかねおて打延候禁中此御寶劍
 の柄鐔乃文形は如斯に水鞘ツルギにて有之候云云と
 のかゝり給へりしおとを具し記すに「寛文三年
 四月二十七日靈元天皇の御即位のつきて翌二十
 八日直政朝臣ハ参内ありしなりさるハ前年寛
 文二年十一月九日幕府より釣命ありて甚しイ農重
 なる事よしありり此バ寶劍をも拜見給ひしハ
 るべき因縁こそありぬめ」此御言葉よ今まゆめ
 小寶劍神劍共に見奉るこゝろしていもむりし
 くかしおくぞ思ひ奉りけり何あらしお禁中此

寶劍と大社乃神劍とを拜し給ひしは天下イ此時
 の國守より外におあらししと甚も甚も恐く傳
 事おど思ひ奉らるゝ是よよりても寶劍を大社
 小神代よて傳れりし二柄の内なることはいよ
 論ははくちと伯耆卷北説を大仙乃象徒の妄言が
 書記しむらゝ如何ふしても傳へ誤るゝあるはし
 そく中ふ二振といへるも大社此神劍二柄有しに
 據阿王が聞え共分獻れらるゝ四月朔日といへる
 も三月十一日不行在より大社へ綸旨を賜もせて
 からうじて行在へ獻れる間も阿へるあらしに其

叙を御覽じて是あそよと勅、旋何里けるといへる
と元弘二年三月美保、聞よる思^ホしの事はせ給ひし
おとにし何ぞに感^ホ此程も然^ホおそ思^ホ召^ホを給ひけ
れと如しおくも思ひや里奉られぬ猶いとは大仙
より實^ホ叙^ホ是^ホ里^ホしならば大仙へも其、後賞^ホ下^ホ
給ひぬ傳^ホさをさもなくて大社へも教^ホ度^ホお及びて
其論^ホ旨^ホ今も傳^ホれ里柳三種此神^ホ器^ホ乃^ホおと^ホ誰^ホし
の人も知らてお元^ホあるましくいぬ^ホじき御^ホ實^ホなる
中^ホ今此實^ホ叙^ホ此^ホ事^ホ實^ホなど^ホを更^ホに知^ホる人も無^ホく諸^ホ
鈔^ホおもあるさば^ホれ^ホい^ホで^ホ其^ホ片^ホ端^ホを^ホな^ホおと^ホ去^ホ

年北九月む、里松江乃城下の片原町北宿^ホして其
大^ホ旨^ホ之^ホ休^ホ書^ホ記^ホせ^ホ里^ホしを今も^ホ同^ホし旅^ホ舎^ホにてい
さ^ホは^ホ書^ホ加^ホへ^ホ川^ホ博^ホく^ホ書^ホ見^ホら^ホむ人^ホ猶^ホよく^ホ正^ホし^ホ
ま^ホひ^ホて^ホよ

慶應四年三月朔日

天日隅宮神宮 富永楯津謹稿

天下第一大要

神為第一要務，輒以數彙小
丹子攷證為而精而確其辭
迺短而圓其意則治而長可

301

135

寶劍孫詩
不謂之曰今笑一奇書哉

應應戊辰三月初吉

古風書院主人松本元祿撰于

松江客棧



終